

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事等関係機関から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 28 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

I 令和6年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 令和6年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	29	16	3	10
指導事項	64	39	11	14
検討事項	0	0	0	0
計	93	55	14	24

※「今回措置を講じたもの」については、令和7年1月31日及び2月4日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和6年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

観光国際部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜関ヶ原古戦場記念館	公務中に平型覗き5面ガラスケース2台を損傷させた1件の毀損事故について、補修等に係る経費1,980,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	本案件は、展示作業中、ガラスケースを移動させる際に1名で対応したことにより発生した事故である。 事故後、毀損事故防止に向け、展示作業を安全かつ効率的に行うため、「岐阜関ヶ原古戦場記念館展示作業マニュアル」を作成し、令和6年2月1日から運用を開始した。 今後はマニュアルに基づき、ガラスケース等の移動の際には複数の職員で作業を行うなど、安全管理を徹底していく。

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
郡上農林事務所	納入者から現金の納付を受けたとき	当該事案は、出納印の日付を押し間違え

	は、これを収納し、3枚複写で原符、原符（写）及び領収証書が編てつされ、一連番号を記載した綴りとなっている領収証書を納入者に交付することとなっているところ、公文書等の写しの供与に要する費用の収入事務において、現金の納付を受けていないにもかかわらず、原符（写）及び領収証書が綴りから切り取られたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	た際に、ステープラーで留める等紛失しない方法での保管を行わなかったため発生したものである。 指摘後、速やかに、再発防止のため係内への本事案の周知を図るとともに、係内のチェック機能の見直しを実施し、現金の納入があつた際、書き損じも含め、出納員と担当者間で納入者、納入の金額、日付、現金領収証書の番号の確認を徹底することとした。 また、領収証書の表紙に書き損じた場合の処理についての注意書きを追記することにより、担当が変わつた場合でも、その処理方法を理解しやすいように改めた。
--	--	---

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
揖斐特別支援学校	揖斐特別支援学校校庭遊具設置工事に係る契約事務において、契約保証金の納付の免除要件を満たしていないにもかかわらず、契約保証金を免除していたので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、工事請負契約締結時の契約保証金免除等一連の手続についての担当者の認識不足によるもの、及び所属内のチェックが不十分であつたことによるものである。 指摘を踏まえ、工事に係る事務処理について、事務職員全員で再確認を行った。 今後は、入札後の手続について、関係する通知等を熟読し、工事担当者、出納員を含めた複数職員で十分確認し、再発防止に努める。

（２）監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

商工労働部

機関名	監査結果	講じた措置
国際たくみアカデミー	卒業証明書等交付手数料に係る収入証紙の取扱事務において、収入証紙関係処理簿及び収入証紙消印高報告書の消印高等に誤りがあつたので、今後は適正に処理されたい。	今回の事案は、証明書発行担当者が処理簿に記載する際に誤つた件数と金額を記載し、そのことに担当者も上席者も気が付かず、そのまま年度末の消印高報告書を作成したものであり、処理簿と関係書類との突合確認が不十分であつたことが原因である。 指導後、収入証紙の取扱いについて事務処理手順の見直しを行い、複数の職員で定

		期的に突合確認を行うよう改善した。 また、証明書発行担当者以外の係員が、毎月月末締めで集計した結果を報告書として作成し、関係書類を添付して管理調整係経由で所属長まで決裁を受けることとした。 今後も、組織内でのチェック体制を強化し、再発防止に努める。
木工芸術スクール	取得価格が100万円以上の物品の処分事務において、あらかじめ知事による承認は得ていたものの、不用決定に係る決裁が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	今回の事案は、担当者及び上席者が、物品処分に先立ち所属として不用決定の手続きが必要であることを認識していなかったことによるものである。 今後物品を処分する際は、決裁時に「物品処理フロー図」を添付し、出納員を含め複数人で確認するなど、チェック体制を強化し、再発防止に努める。

観光国際部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜関ヶ原古戦場記念館	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、知事への事故報告がされていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	本案件は、事故発生日（令和5年12月28日）に交通事故について、「職員による自動車事故等の取扱いについて（総務部長依命通達）」に規定する知事（人事課）への報告を行っていたため、当該報告が岐阜県会計規則第203条に定める知事への事故報告にもなると担当者が誤認していたことが原因である。 指導を受け、令和6年6月5日に車両の損傷に係る知事への事故報告を行った。 今後は、管理職、総務係長によるチェック体制を強化して再発防止に努める。

林政部

機関名	監査結果	講じた措置
県産材流通課 森林経営課	共同で管理している移動式書棚を損傷させた公務中の1件の毀損事故について、修繕料64,900円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	本事案は、県産材流通課及び森林経営課に管理が割り当てられている移動式書棚（県庁舎19階集中書庫）のロックレバーを損傷させたものである。 今後の毀損事故を防止するために、「県庁舎移動式書棚管理要領」等に基づく書棚利用時の注意事項について、令和5年8月2日に課内で周知を図った。

		また、令和6年4月23日に林政課から部内各課に対し、19階書庫及び14階フロア書庫の使用方法について注意喚起がなされ、課内でも再度職員に周知徹底を図った。 今後も、所属職員に対し、定期的に書庫の使用方法について注意喚起を行うなど、再発防止に努める。
森林研究所	森林研究所受変電設備改修工事に係る契約事務において、最低制限価格を設定する競争入札にもかかわらず、最低制限価格を設定する理由や具体的な設定方法等について、契約審査会の審査を受けていなかったもので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、競争入札において最低制限価格を設定する場合は、設定する理由、具体的な設定方法等について、契約審査会の審査を受ける必要があることを認識していなかったことが原因である。 指導後、会計員、出納員で改めて「契約審査会設置について（運用通知）」の確認を行った。 今後は、運用通知に基づき、出納員を含め複数の職員で審査内容の確認を行い、再発防止に努める。
ぎふ木遊館	行政財産の目的外使用許可に係る使用料の収入事務において、納入通知書の納期限を、納入通知書発付日である令和5年4月3日から20日以内とすべきところ、令和4年4月21日としていたので、今後は適正に処理されたい。	今回の事案は、調定決議書を過去のファイルを流用して作成した際に、納期限の設定を誤って選択したことによるものであった。 指導後は、納期限の設定について決裁時に確認するよう職員に周知徹底を行った。 今後は、同様の誤りが発生しないよう決裁時や公印押印時において担当者及び4名いる会計員並びに出納員の複数人によるチェック体制を強化し、再発防止に努める。

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
大垣養老高等学校	生産物の管理事務において、担当責任者は生産物を引継ぎにより払い出す場合は、その都度、生産物野帳に数量等を記載することとなっているにもかかわらず、生産物野帳に引き継いだ数量等の記載がされていなかったもので、今後は	本事案は、生産物野帳の記載について、「県立高等学校農業科実習に伴う会計事務取扱要領」の規定を十分に理解していなかったため、記載方法を誤ったものである。 今後は、作業担当者及び事務担当者で諸帳簿と現物とのチェックを行い、

	適正に処理されたい。	適正な事務処理に努める。
恵那高等学校	岐阜県恵那高等学校体育館放送設備更新工事に係る契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったもので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、契約書を作成する際に当該特記仕様書が添付されていることを確認していなかったことによるものである。 今後は、特記仕様書の添付漏れがないか、出納員を含め複数の職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。
飛驒高山高等学校	通信教育受講料の収入事務において、納期限後20日を過ぎた未納者に対し、岐阜県会計規則に規定する督促状を発行していなかったもので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、担当職員が岐阜県会計規則に規定された様式で処理する必要があることを理解しないまま書類を作成し、決裁過程においても上席職員が誤りに気付くことができなかったものである。 指導を受け、同規則に基づいた収入事務を行うよう、会計職員に周知徹底した。 今後は、決裁の過程で同規則に基づいた会計処理がなされているか、担当者、その他会計員、出納員の複数職員によるチェック体制を強化し、再発防止に努める。
飛驒神岡高等学校	飛驒神岡高等学校教室等照明LED化工事に係る契約事務において、最低制限価格を設定する競争入札にもかかわらず、最低制限価格を設定する理由や具体的な設定方法等について、契約審査会の審査を受けていなかったもので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、最低制限価格を設定する競争入札において、その設定理由や具体的な設定方法等について契約審査会の審査を受けるという認識がなかったことによるものである。 改めて「契約審査会の設置について（運用通知）」を事務職員に周知徹底を図った。 今後は、契約審査会の審査事項について、契約審査会調書の合議時に出納員を含め複数の職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。
揖斐特別支援学校	特殊勤務手当の支給事務において、修学旅行の引率に係る教育職員手当11件56,100円が支払不足となっていたため、速やかに措置するとともに、今後	本事案は、手当の支給要件を満たしていたにもかかわらず、宿泊数に対して支給するものと担当者が誤認したこと、及び所属内のチェックが不十分であったことにより

	は適正に処理されたい。	発生したものである。 本11件の支払不足について手続を行い、令和6年12月20日に追給した。 今後は、当該事務の関係規定に関する理解に努めるとともに、支払漏れがないように、特殊勤務手当入力について確認を徹底し、特殊勤務手当承認者及び給与事務担当者の複数人でチェックを行うことにより、再発防止に努める。
--	--------------------	---